



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 東日本旅客鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 富田 哲郎  
(コード番号 9020 東証第一部・名証第一部)  
問合せ先 広報部長 薬師 晃  
(Tel. 03-5334-1300)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 28 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定めるものであります。

なお、本議案を本総会に提出することにつきましては、会社法第 427 条第 3 項の規定に基づく各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 23 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 26 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 27 条 } &lt;条 文 省 略&gt;</p> <p>第 31 条</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 26 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 27 条 } &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 31 条</p>
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 32 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 32 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>